

(仮称)新宿区産業振興基本条例 素案

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要なとされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適應することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び新宿区など産業に関わる全てのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)区民 区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に在学する者及び区内で活動する者をいう。
- (2)事業者 区内で事業を行うものをいう。
- (3)中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、区内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4)商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (5)商店会等 商店会及びその連合体をいう。

(6)産業経済団体 区内に存する商工会議所その他産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。

(7)金融機関 区内において事業を行う銀行その他の金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会等、産業経済団体が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。

3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。

4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処できる創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

(1)創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。

(2)産業振興に関するネットワークを形成すること。

(3)産業に関する情報を収集し発信すること。

(4)産業振興を担う人材を発掘し育成すること。

(5)創業及び事業承継のための環境を整備すること。

(6)社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。

(7)中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。

(8)地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。

(9)商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。

(10)創造力のある産業を育成すること。

2 区は、基本的施策の実施にあたって、必要に応じて事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関ならびに教育研究機関(大学その他の教育研究機関)との連携を図るものとする。

3 区は、都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。

4 区は、基本的施策の実施にあたって、十分な組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることにかんがみ、従業員の育成と福利厚生の向上に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努めるものとする。

(商店会等の役割)

第 6 条 商店会等は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることにかんがみ、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会等は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらすことにかんがみ、当該事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組の促進に努めるものとする。

3 商店会等は、その組織力の強化を図るため会員の加入促進に努め、商店会に加入する資格を有する事業者は、商店街の重要性及び商店会の役割を理解するとともに、商店会に加入し、商店街の活性化に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第 7 条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、必要な経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努めるものとする。

(区民の役割)

第 8 条 区民は、産業振興が自らの生活を向上させるものであることを理解し、産業の健全な発展に資する消費活動を行うとともに、区、事業者又は商店会等が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第 9 条 区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第 10 条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。